

環境金融を巡る動き（ESG投資）

平成30年3月15日

環境省 大臣官房 環境経済課長

奥山 祐矢

1. 環境金融の動向

環境金融を巡るこれまでの動き

➤ 世界では金融市場に環境配慮の要素を取り込むことを目的とした原則や提言等が多数なされている。

1992年

環境保護や社会の持続性への配慮を目的とした、国連環境計画(UNEP: United Nations Environment Programme)と金融機関とのイニシアティブ(UNEP FI : UNEP Finance Initiative)が発効

1997年 京都議定書発効

2003年

世界銀行グループの国際金融公社の協力のもと、10百万米ドル以上の大規模開発事業へのプロジェクトファイナンスを行う際に、環境や社会面での影響評価を行うこと等を求めることを目的とした枠組みである赤道原則が発効

2006年

コフィー・アナン第7代国連事務総長の提唱により、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)及び国連グローバル・コンパクト(UNGC)とのパートナーシップによる投資家イニシアティブ「国連責任投資原則(PRI)」が発行。
投資プロセスにおいて環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)に関する情報を考慮した投資概念(ESG投資)を初めて打ち出した。

2015年(4~12月)

G20の財務大臣・中央銀行総裁は、金融システムの強化を目的とする金融安定理事会(FSB: Financial Stability Board)に対し、金融セクターの気候変動関連開示情報の活用方法について検討する旨を指示。
当該指示を受け、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD: Task Force on Climate-related Financial Disclosures)が設置。その後、気候変動がもたらす「リスク」及び「機会」の財務的影響を把握し、開示することを狙いとした提言(2017年6月)がなされる。

2015年(11月)

温室効果ガス排出削減に関する世界共通の長期目標として、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑制することを規定するとともに、1.5℃までへの抑制に向けた努力の継続に言及等したパリ協定の採択

あとどのくらいCO2を排出できるのか

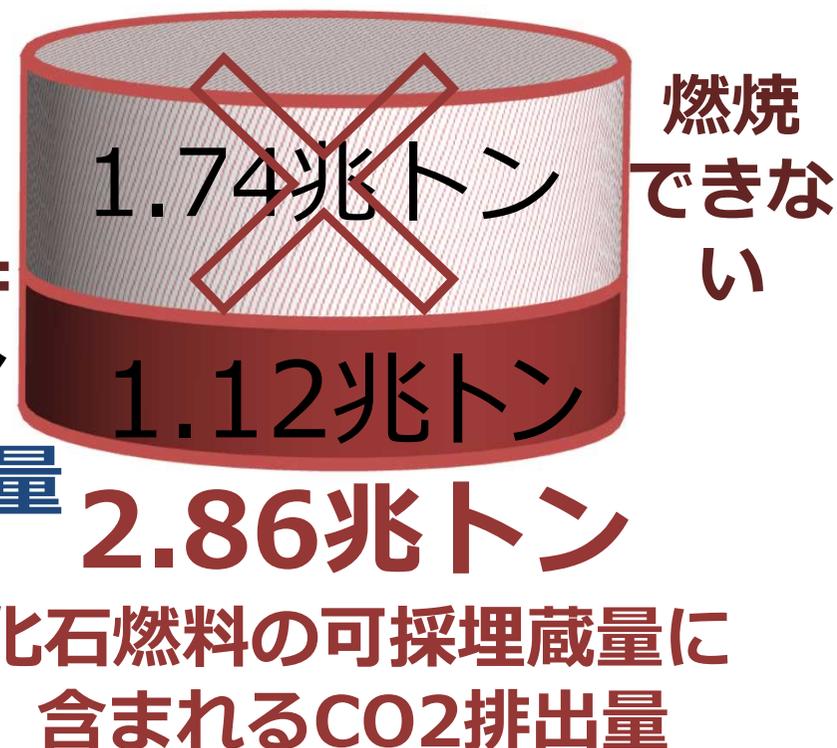
～累積許容CO2排出量と化石燃料の可採埋蔵量に含まれるCO2排出量～

累積CO2排出約3兆トンで、地球全体の平均温度は2度上昇（IPCC）。既に約2兆トン排出、残り約1兆トン（現行ペースで約30年）。化石燃料の埋蔵量を全て燃やすと約3兆トン排出相当、つまり3分の2は単純には燃焼できない。

2°C目標を達成するための
累積許容CO2排出量
3.01兆トン



燃焼できる量 =
1.12兆トン
= 残る許容排出量



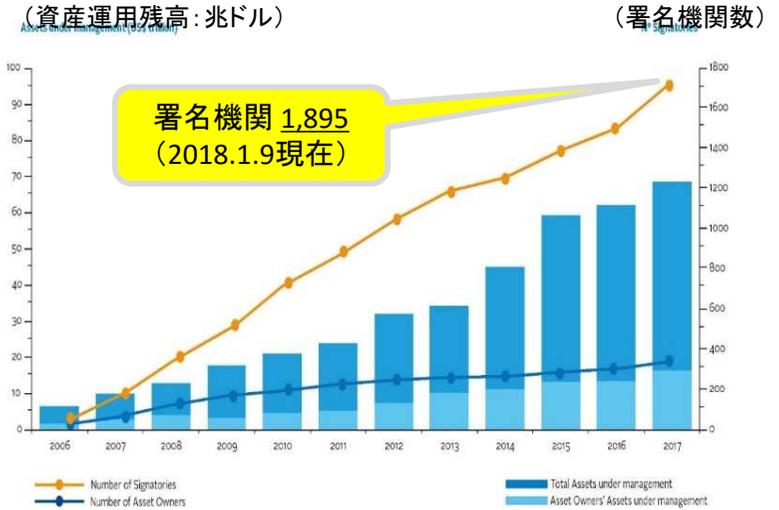
ESG投資について

- 2006年4月、コフィー・アナン第7代国連事務総長の提唱により、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）及び国連グローバル・コンパクト（UNGC）とのパートナーシップによる投資家イニシアティブ「責任投資原則（PRI）」が打ち出され、ESG投資のコンセプトが示された。その根底には、社会・経済・環境の持続可能性に対する国連自らの強い危機意識がある。
- PRIは、投資家に対し、企業分析・評価を行う上で長期的な視点を重視し、ESG情報を考慮した投資行動をとることなどを求めている。お金を流す側（投資家）の行動が変わることで、お金を受ける側（企業）の行動が持続可能な方向へ層促されることが期待されている

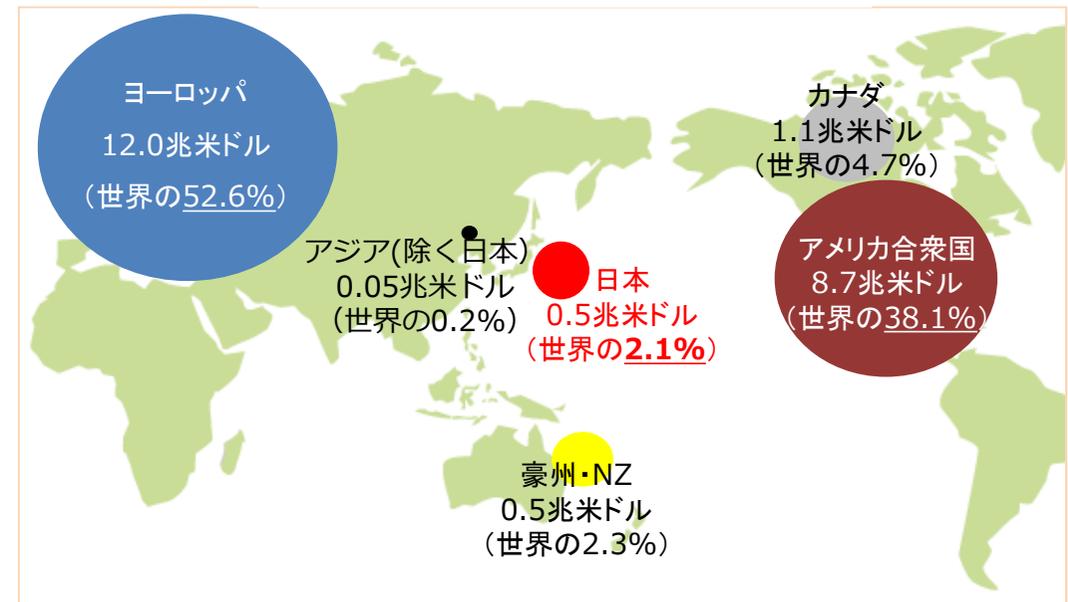
- 世界全体のESG投資残高は、2016年には22.9兆米ドルと過去2年間で約25%増加。それに占める日本の割合は2.1%程度であり、拡大余地があると考えられる。（右図参照）

【参考】日本のESG投資残高 2016年：56兆円程度、
2017年：136兆円程度（前年比+2.4倍）
（NPO法人 日本サステナブル投資フォーラム公表資料参照）

PRI署名機関等の推移



ESG投資残高



(出所) GSIA (2016) Global Sustainable Investment Review.より環境省作成

環境金融を巡る海外の動き

① 化石燃料資産のダイベストメント

- 2度目標を達成する世界を想定して、海外では、石炭等の化石燃料を「座礁資産」と捉え、投融資を引き上げる動き（ダイベストメント）が起きている。
- 世界の大手の銀行グループにおいても、こうした潮流にのった取り組みを進める動きが起こっている。

■ 具体事例

- ① 平成29年1月、大手金融機関のドイツ銀行が、新たな石炭発電所の建設や拡張への投融資を行わない等の方針を公表。
- ② 平成29年5月、カナダ五大銀行の一つであるモントリオール銀行の運用子会社であるBMOグローバル・アセット・マネジメントは、化石燃料保有企業に対してダイベストメントを行う旨発表。
- ③ 平成29年6月、オランダ金融大手INGグループは、米国とカナダで環境破壊等が社会問題となっているカナダでの主要なオイルサンドのパイプラインプロジェクトに対してダイベストメントを決定。

② エンゲージメント

- 保有株式等に付随する権利を行使する等により投融資先企業の取組に影響をもたらす動き（エンゲージメント）が起きている。
- これにより、企業の環境行動に変化をもたらすことが可能。

■ 具体事例

“Climate Action 100+”（2017年発足）

- 温室効果ガスの排出量抑制及び気候関連の財務情報開示を通じて、気候変動に関するガバナンスを向上させるための投資家イニシアチブ。
- 国連責任投資原則（PRI）と、気候変動対応を企業に求める4つの世界機関投資家団体が主体となって発足させた。

③ グリーンファイナンスの動き

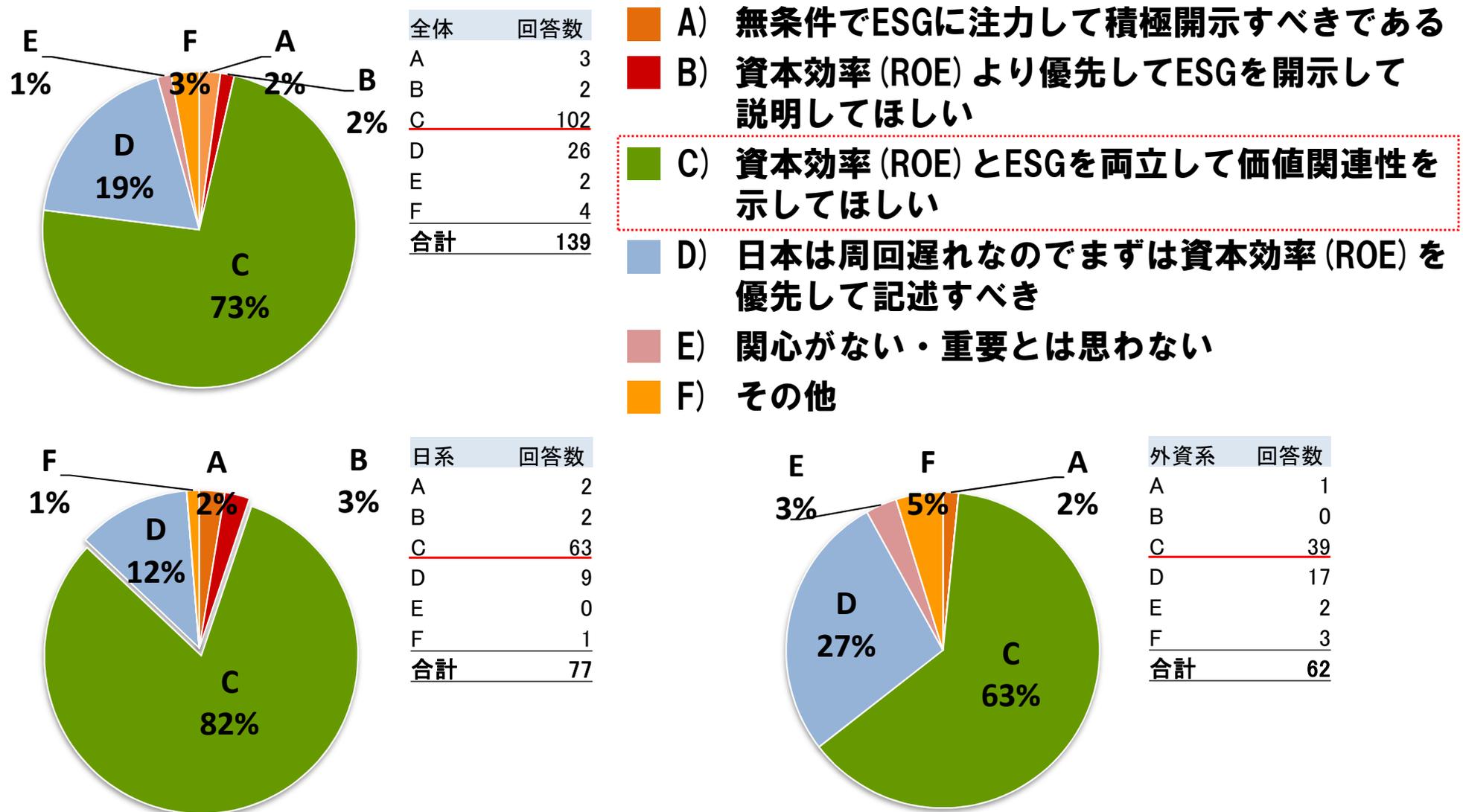
- 海外では、2度目標の実現に向けた対応をビジネスチャンスととらえ、中長期的な視点から戦略的に再生可能エネルギー等への融資に取り組む動きがみられる。

■ 具体事例

- ① JPMorgan Chase（米）及びBank of America（米）は、2025年までに低炭素関連等の分野へ各々2千億ドル、1250億ドルのファイナンスを発表。
- ② KBC（ベルギー）は、2030年までにエネルギークレジットポートフォリオ全体における再生可能エネルギーのシェアを50%まで拡大することを発表。

ESG情報に対する機関投資家の関心事項（例）

➤ ESG（CSR）に関する日本企業の情報開示（統合報告）について、国内外の主要機関投資家の過半は、ESG情報と企業価値の関連性に関心を示しているとのサーベイ結果もある。



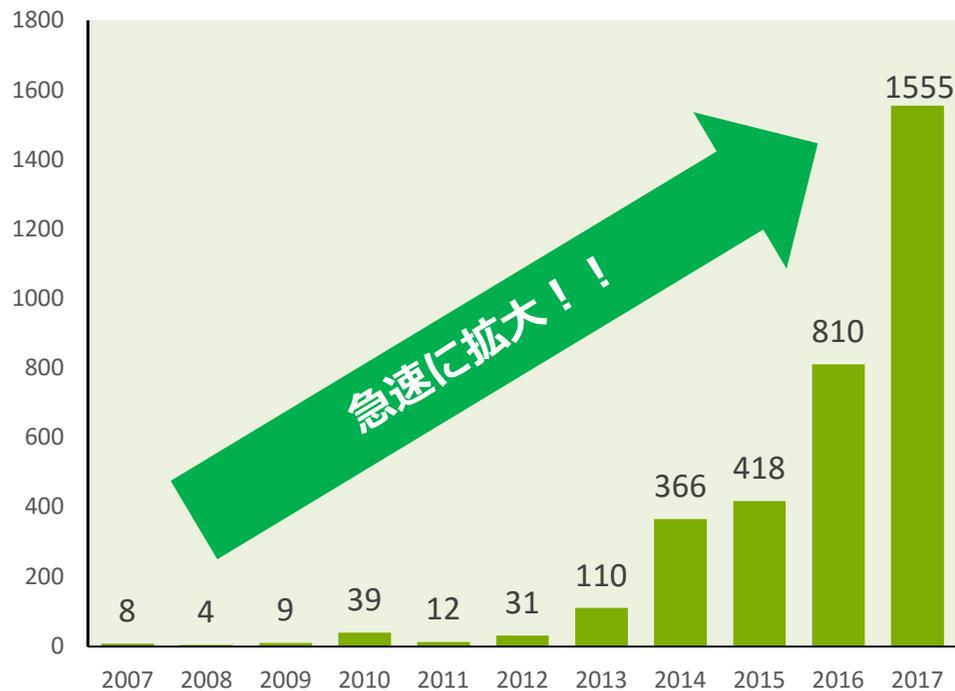
国際的なグリーンボンドの普及

- 近年、国際的には、グリーンボンド※が急速に普及。発行体の属性や地域も多様化が進んでいる。

※ 企業や自治体等が、グリーンプロジェクト（再生可能エネルギー事業、省エネ建築物の建設・改修、環境汚染の防止・管理など）に要する資金を調達するために発行する債券

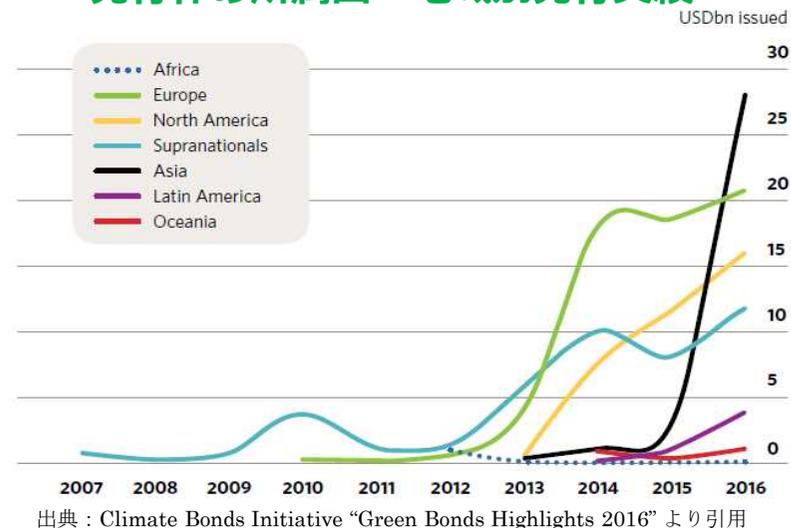
- E S G投資の世界的普及などを背景に、諸外国では発行額が急増。
(2012年：31億ドル⇒2017年：1555億ドル)

世界のグリーンボンドの発行額の推移（億米ドル）

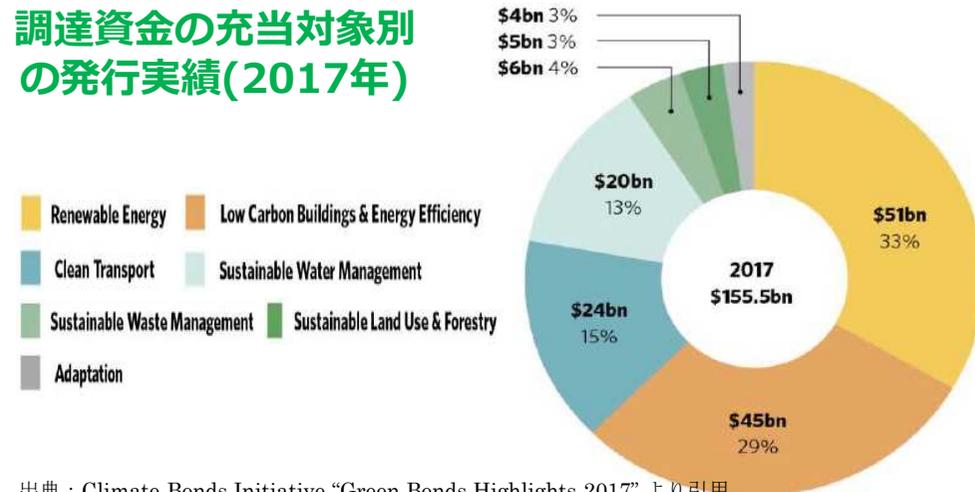


出典：Climate Bonds Initiative HPより環境省作成

発行体の所属国・地域別発行実績



調達資金の充当対象別の発行実績(2017年)

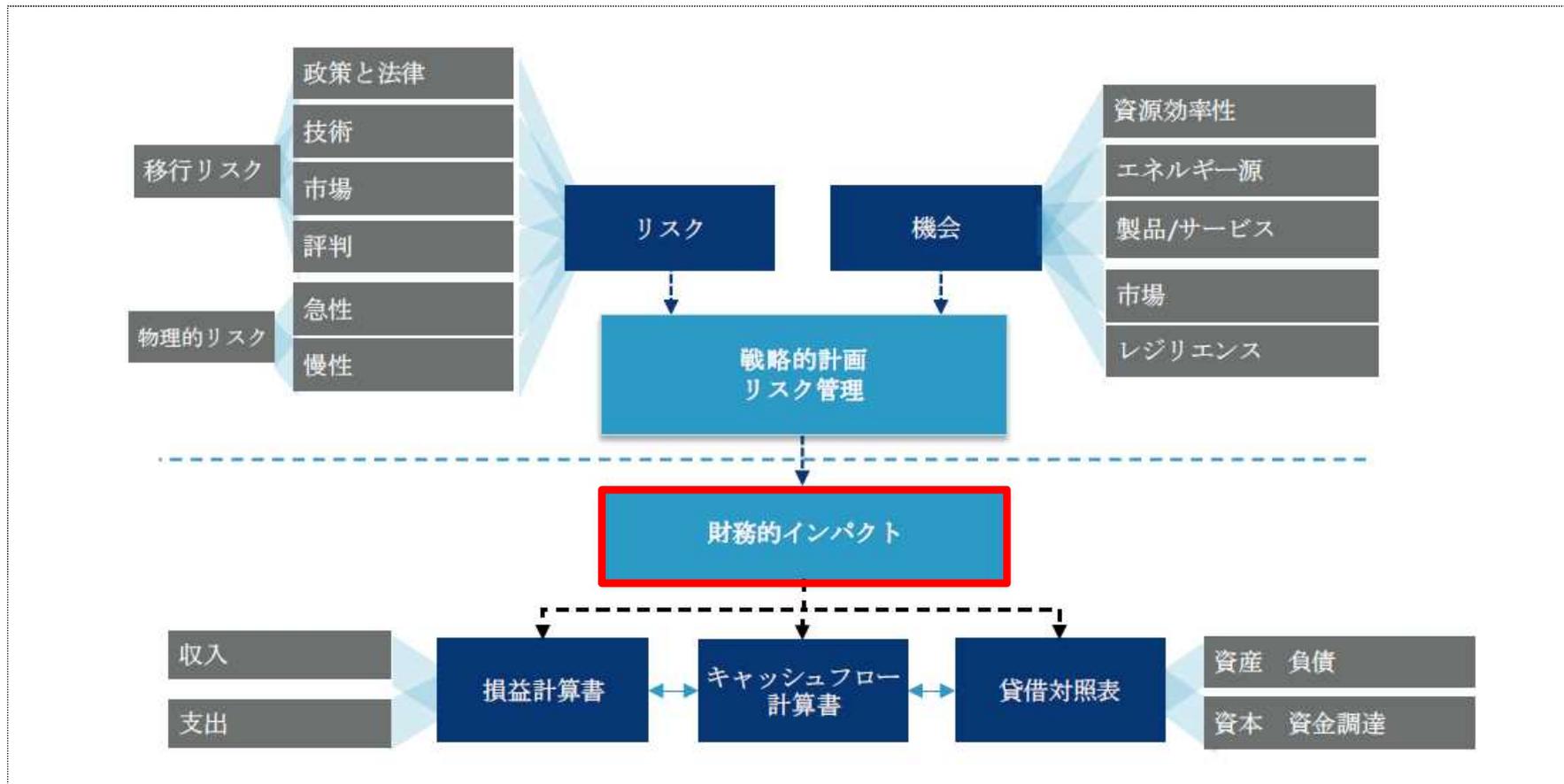


出典：Climate Bonds Initiative “Green Bonds Highlights 2017” より引用

FSB-TCFDの重要なアウトカム

- FSB-TCFDが2017年6月に公表した最終報告書の提言では、気候関連のリスク及び機会に関する情報が、金融市場において適切に評価されプライシングや資本配分の決定等に役立つ情報となるよう、「財務的インパクト」との関連付けが重視されている。

気候関連のリスク・機会と財務的インパクト



(出所) FSB-TCFDホームページ(<https://www.fsb-tcf.org/publications/final-recommendations-report/>)に掲載されている最終報告書(日本語訳版)をもとに環境省一部加工

FSB-TCFDへの支持表明状況

- 世界31カ国にわたる金融、非金融企業250社、政府・国際機関・民間団体等37団体が、TCFDへの賛同を表明（2018年2月時点*）
- 賛同表明している金融機関の資産総額は、2017年末時点で既に81.7兆USドル**に上っており、その後も増加。

TCFDへの支持表明組織の国/地域別内訳*

国/地域	企業数	その他
欧州（イギリスを除く）	89	8
英国	58	6
北米（米国・カナダ）	54	4
アジア（日本を除く）	15	4
オーストラリア・ニュージーランド	11	3
南米	11	2
日本	8	2
アフリカ	3	4
ロシア	1	0

日本の支持表明状況*

企業	金融	東京海上、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループ、SOMPOホールディングス、MS&ADホールディングス
	非金融	住友化学、国際興業
その他機関		金融庁、日本公認会計士協会

海外の主要金融機関の支持表明事例***

銀行	米国	JPMorgan Chase & Co., Bank of America, Citigroup Inc.
	カナダ	Royal Bank of Canada, TD Bank Group
	豪州	Westpac, National Australia Bank
	シンガポール	DBS
資産運用会社		BlackRock, Vanguard, State Street Global Advisors, Fidelity Investments

(出所)* FSB-TCFDホームページ(2018年2月6日時点)をもとに三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)作成

** 2017年12月12日付TCFDプレスリリースより引用

*** 銀行は直近時価総額上位30、運用会社は2016年末時点運用資産総額上位5位に基づき三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)作成

FSB-TCFDとの整合性を図る動き（例）

- 非財務情報（ESG情報）に関する開示の枠組みや基準が、FSB-TCFDの提言を考慮し、それとの整合性を図る方向。

開示枠組み等	TCFDの提言を歓迎・考慮する方向
EU	<ul style="list-style-type: none"> ■ EU非財務報告指令（2014/95/EU）実施のための任意指針「非財務報告ガイドライン（2017/C215/01）」では、TCFD提言を可能な限り考慮。 ■ HLEG最終報告書では、欧州レベルでのTCFD提言の実施に向け、上記ガイドラインとTCFDとのさらなる整合性向上に向けて専門部会を設置し、2018～19年中の改定を勧告。
SASB	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2017年9月、CDSB（気候変動開示基準委員会）と共同でTCFD整合化に向けたレポートを公表。 ■ SASBとCDSBのアプローチがTCFD提言と既に類似であることを示しつつ、さらなる整合性向上に向けた合意声明のもと、実践的なTCFD対応のための枠組みづくりに取り組む。
IIRC	<ul style="list-style-type: none"> ■ TCFD提言は統合報告の枠組みの主要原則と合致しているとして歓迎。 ■ IIRCは2014年にグローバルな「企業報告に関する対話（CRD）」を立ち上げており（CDP, CDSB, GRI, IASB, FASB, SASB, ISO等が参加）、TCFD提言の統合化に全面的にコミット。
GRI	<ul style="list-style-type: none"> ■ TCFD提言を歓迎するレターの中で、GRIスタンダードとの整合について「11の推奨開示項目のうち8項目が対応している」と分析。世界の大企業上位250社の7割が利用するスタンダードとして、TCFD実践の基礎にGRIの活用を検討するための直接協働を呼びかけ。 ■ 2017年3月、SSEI（持続可能な証券取引所イニシアティブ）を共同開催するUNCTAD（国連貿易開発会議）と覚書を締結。TCFD提言への対応を検討する各国証券取引所に対し、GRIスタンダードの活用を推進。
CDP	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「CDP質問票とTCFD提言の統合」、「気候シナリオ分析」に関する技術ノートを公表。 ■ 2018年の気候変動質問票にTCFD提言を統合し、比較可能な構成に変更。

（出所）各機関ホームページ等をもとに三菱リサーチ&コンサルティング(株)作成

持続可能な金融についてのハイレベル専門グループ

- 欧州委員会は、平成28年9月に、サステナブルファイナンス推進に向けたハイレベル有識者会合（HLEG：The High-Level Expert Group on Sustainable Finance）を設立。
- HLEG最終報告書では、欧州レベルでのTCFD提言の実施に向け、TCFD提言を可能な限り考慮した「非財務報告ガイドライン（2017/C215/01）との更なる整合性向上に向けて専門部会を設置し、平成30年～平成31年中の改定を勧告。

HLEG最終報告書の主要な提言

- EU内共通サステナブルタクソノミーの創設および確立
- 長期投資期間及びサステナビリティ選考を取り入れた投資家責任の明確化
- サステナビリティ・リスク完全透明化のための開示ルール強化（気候変動より着手）
- サステナブルファイナンスの個人向け戦略における主な構成要素：
投資アドバイス、エコラベル、社会的責任投資
- 欧州公式サステナビリティ基準及びラベルの作成と導入（グリーンボンドより開始）
- 「SUSTAINABLE INFRASTRUCTURE EUROPE」の創設
- ガバナンスとリーダーシップ
- サステナビリティを欧州監督機構（ESAs）の監督権限に組み込むこと、ならびに
リスクモニタリングの範囲拡大



中央銀行等による新たな動き

- パリ協定や、環境と金融に関するG20及びFSB-TCFDの取組等を背景に、英、仏、中、蘭などの中央銀行・金融監督8機関が、金融システムのグリーン化に向けた協働ネットワークを立ち上げ。ボランティアな組織であり、中央銀行・金融監督機関のメンバーシップに制約はない*。

* 同ネットワークの位置づけは、*Central Banks and Supervisors Network for Greening the Financial System: Questions and Answers*（イングランド銀行ホームページ）等にも示されている。

The Central Banks and Supervisors Network for Greening the Financial System (NGFS) <金融システムグリーン化のための中央銀行・監督機構ネットワーク>

■ 設立趣意等

- 2017年12月、パリで開催された「ワン・プラネット・サミット」において、中央銀行や金融監督8機関が金融システムのグリーン化に向けた共同声明を発表。
- パリ条約の2℃目標を達成するために必要なグローバル対応の強化や、環境リスク管理、グリーン投資や低炭素投資への資金動員を促すための金融システムの役割強化に向けて協働。

■ 設立メンバー（8機関）

- メキシコ銀行、イングランド銀行、フランス銀行及び健全性監督破綻処理機構(ACPR)、オランダ銀行、ドイツ連邦銀行、スウェーデン金融監督機関、シンガポール金融管理局、中国人民銀行

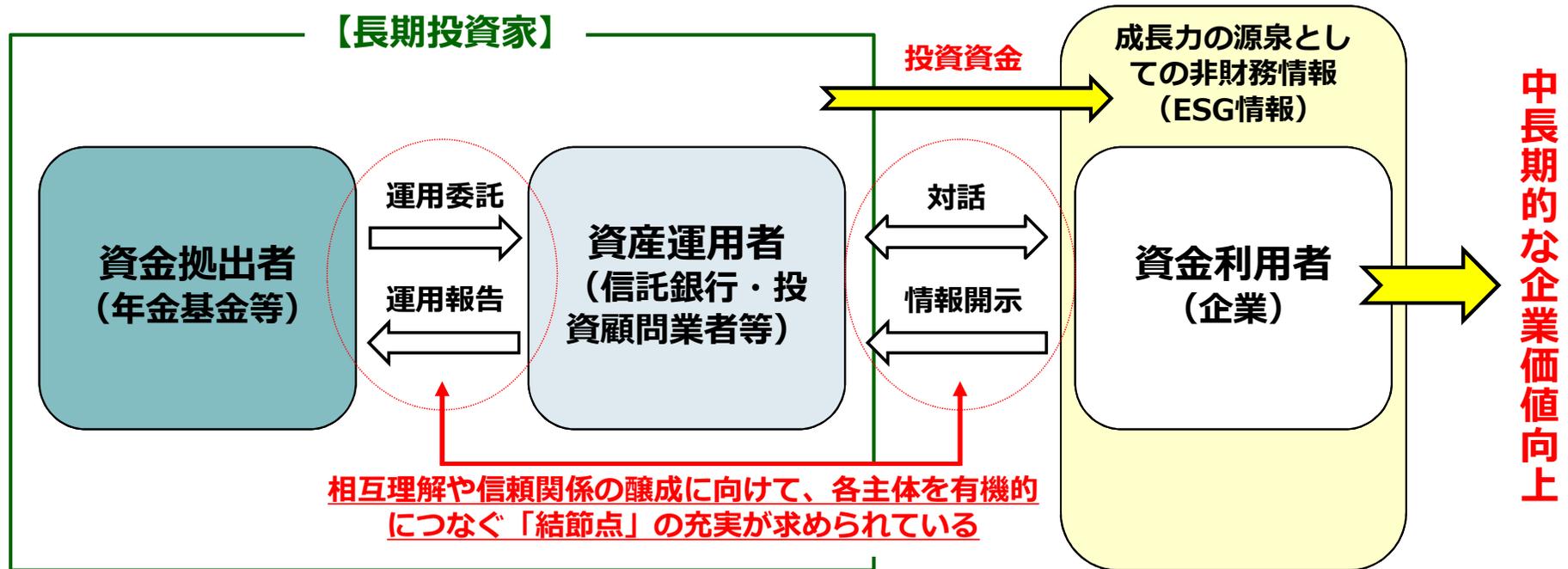
■ 2018年1月24日に初回会合開催

- 同ネットワークのガバナンスの枠組みについて合意がなされたほか、今後の作業計画について意見交換が行われた。
- 議長にオランダ銀行理事Frank Elderson氏、幹事にフランス銀行が指名された。

2. ESG投資に関する環境省の施策

インベストメント・チェーンにおける時間軸の長期化の意義

<インベストメント・チェーンの骨格>



(出所) 環境省主催ESG検討会 (2017) 「ESG投資に関する基礎的な考え方」をもとに作成。

- 経済的利益を生み出す機能を最大限発揮するうえで、①資金拠出者、資産運用者、資金利用者の三者間の時間軸の共有、②結節点における対話等の充実、③それらを通じた信頼関係の醸成は、欠くことのできない必要な要素。
- インベストメント・チェーンの進化のプロセスは、財務情報とともに、**地球環境問題等の非財務的な諸情報**が**投資行動や企業行動の判断基準の要素**として能動的に加味されるための必要条件といえる。

環境情報の活用促進に向けた取組

法的な整備

★環境配慮促進法（平成17年4月施行）

- ・大企業（上場企業）等に対し、環境報告書等の公表を努力義務（11条1項）
- ・事業者に対し、投資その他の行為をする際に環境情報を勘案するよう要請（4条）

⇒ 我が国上場企業の約60%が環境情報を公表。うち、5割の企業が投資利用を意識。 *1

*1 環境省：平成28年度環境にやさしい企業行動調査

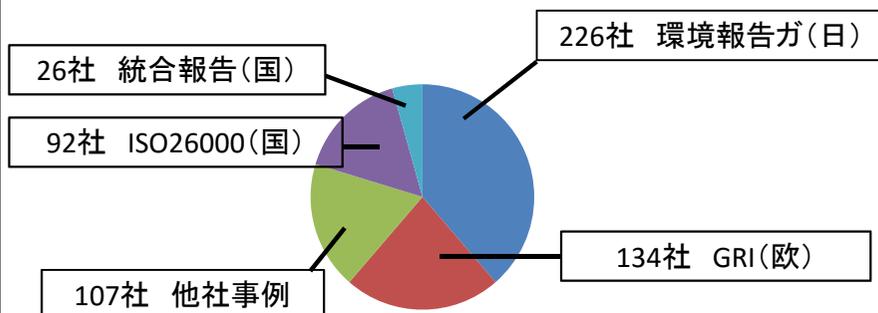
情報の質的な向上を支援

★環境報告ガイドライン（平成13年～）

- ・環境省が策定した、環境報告書等の作成手続き
- ・平成29年度より、同ガイドラインの改定に着手（後述）。

★我が国で最も利用されるガイドライン

図：作成の際に利用するガイドライン等について*1
（複数回答，N=283社）



ESG情報の活用 & 対話促進

★環境情報開示基盤整備事業（平成25年～）

- ESG情報の入手、分析、直接対話を統合した実用レベルでは世界初のシステム（後述）

ESG情報の理解促進

- ・2015年10月に検討会を立ち上げ、普及啓発の観点から、ESG投資に関する基礎的な理解の向上に資することを目的した解説書（「ESG投資に関する基礎的な考え方」）を、特に環境（E）の観点を踏まえた形で作成し、2017年1月に公表。
- ・また、環境情報について、業種・セクター毎のリスク・機会・企業の情報開示に関する枠組み等を踏まえ、投資実務目線に立った平易な整理を行うとともに、環境要素を企業経営等に戦略的に取り込んでいる企業（環境サステナブル企業）を投資家が評価する際の考え方の中間とりまとめを行う予定。

環境報告ガイドラインの改定

- 環境省は、平成13年に企業の環境配慮への取組の公表を促進するために、環境報告書ガイドラインを公表。
- SDGsやパリ協定などの国際的枠組みの変化、及びTCFD等の世界的な開示要請の潮流を踏まえ、持続可能な社会への移行及び環境報告を行う事業者の促進のため、「平成29年度 環境報告等ガイドライン改定に関する検討会」において、改定案を検討し平成30年度6月頃までに新ガイドラインを発行。
- ガイドライン本体の他、ガイドラインの内容を補完・補足する「作成の手引き」及び「解説書」を平成30年度に発行予定。

改定のポイント

マテリアルバランス型

マテリアルバランスによる環境マネジメント
情報…事業エリア、実績中心

プリセット課題の遵守要請

報告原則+プリセット課題…横並びの対応

環境パフォーマンス重視

環境マネジメントのPDCA情報…将来見通し
情報の不足

一体型ガイドライン

自己完結的な一体型ガイドライン…読み解
く時間コストの負荷

持続性戦略型

持続性戦略における重要課題対応…バ
リューチェーン、経営体制・方向性中心

事業者独自の課題設定

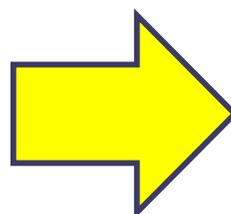
事業者の重要性判断による独自の課題設
定…事業特性の反映

マネジメントアプローチ重視

環境マネジメントのPDCA情報…将来見通し
情報の不足

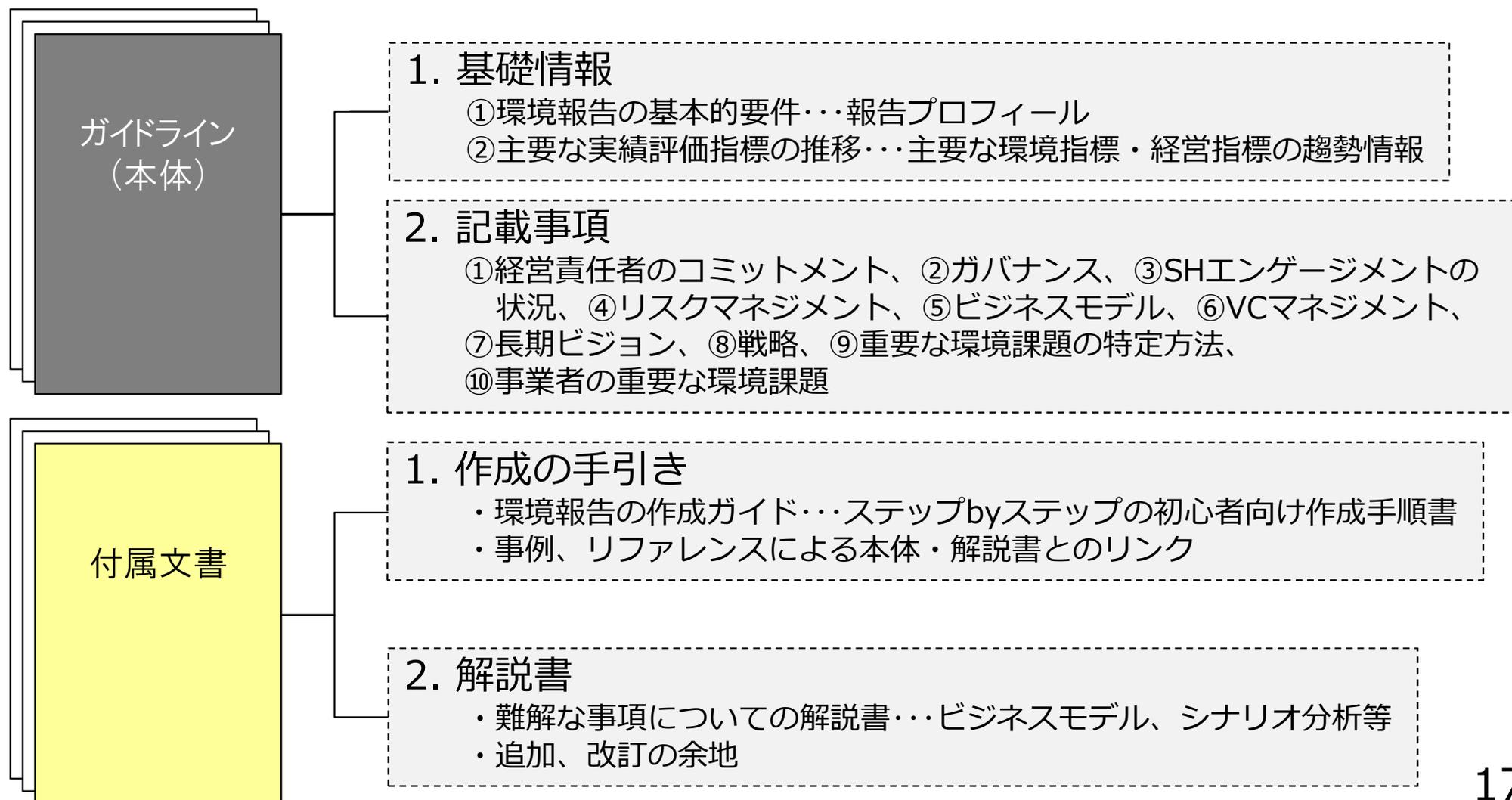
分冊型ガイドライン

ガイドライン+(作成の手引き、解説書)…
事業者の工夫の余地



改定ガイドラインの構造

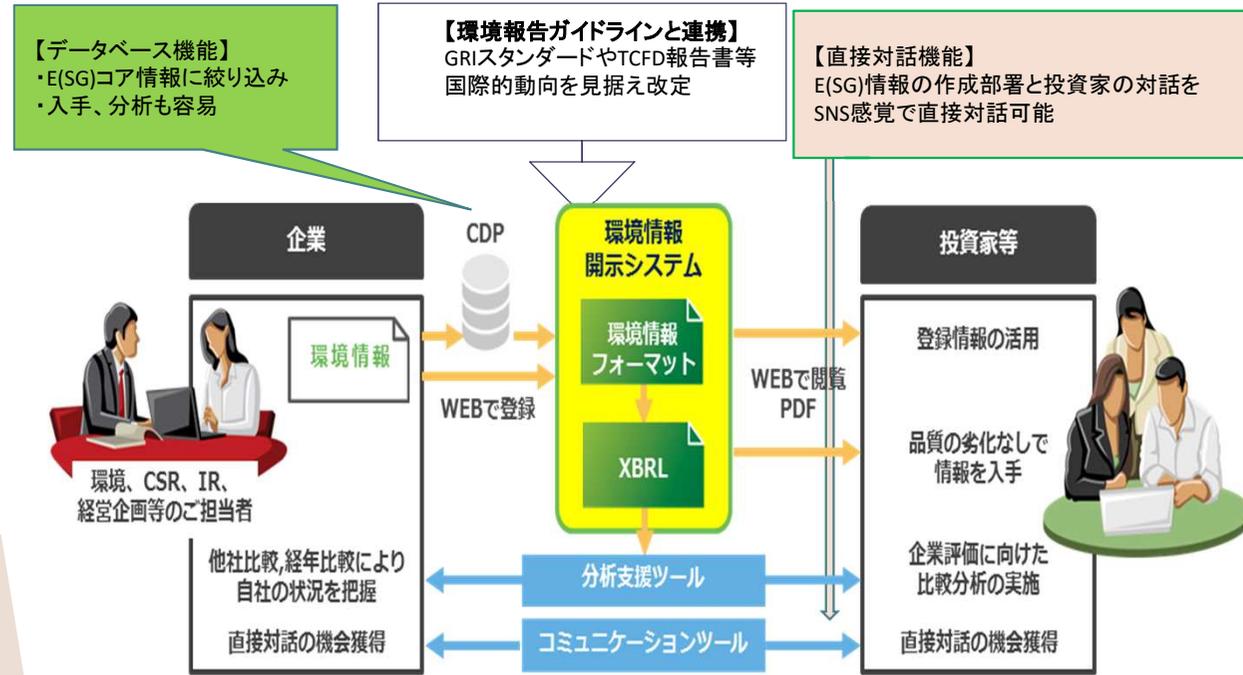
- ガイドライン全体の構造…コンパクトなガイドライン本体+詳細な付属文書
- ガイドライン本体の構造…基礎情報+記載事項+主要な環境課題の例示
- 付属文書…わかりやすい作成の手引き+解説書(難解な事項等を平易に解説)



環境情報開示基盤整備事業

- データベース機能と直接対話機能を一体化した環境情報開示基盤の実証実験中。
- 企業・投資家間の活用だけでなく、企業間、企業内、国内外の投資家との対話など、様々な関係者間のESG情報の共有・分析・対話へと波及。
- **750の企業・投資家等が参加**（2018年2月16日時点）。ESG情報の公表と対話の取組を環境省が支援し、適正な実務への取れんを図っている。

【環境情報開示システムの概要】



事業利用者の声

■企業から・・・

実際に希望した投資家の方からのコミュニケーションがあり、弊社の環境に対する直接のご意見が伺えたのは、有意義であると思った。

- コメントを発信するにあたり、自社の取組みを見直すことができた。また、頂いた回答やコメントにより新たな気付きが得られた。「対話」の内容を社内で共有、ディスカッションすることにより、関係者間での連携が進んだ。
- IR担当窓口とは接点のなかった投資家からのコンタクトがあった。

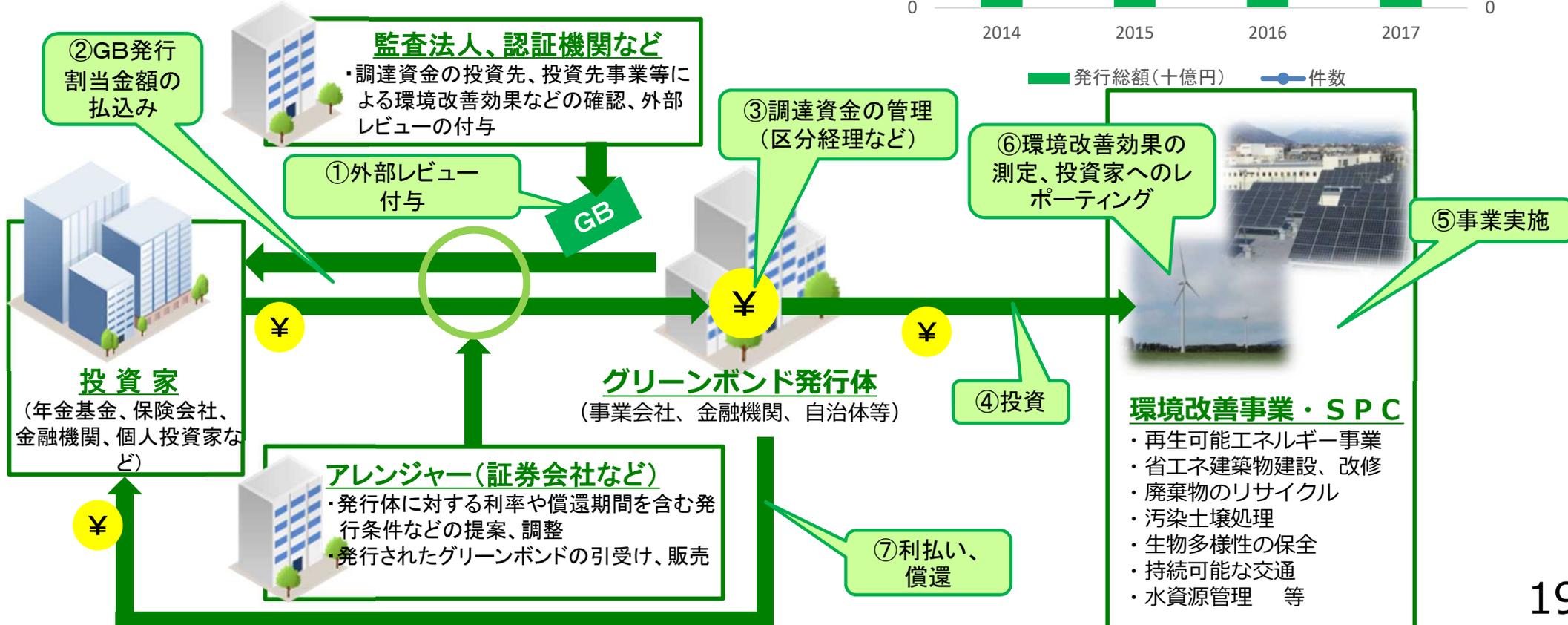
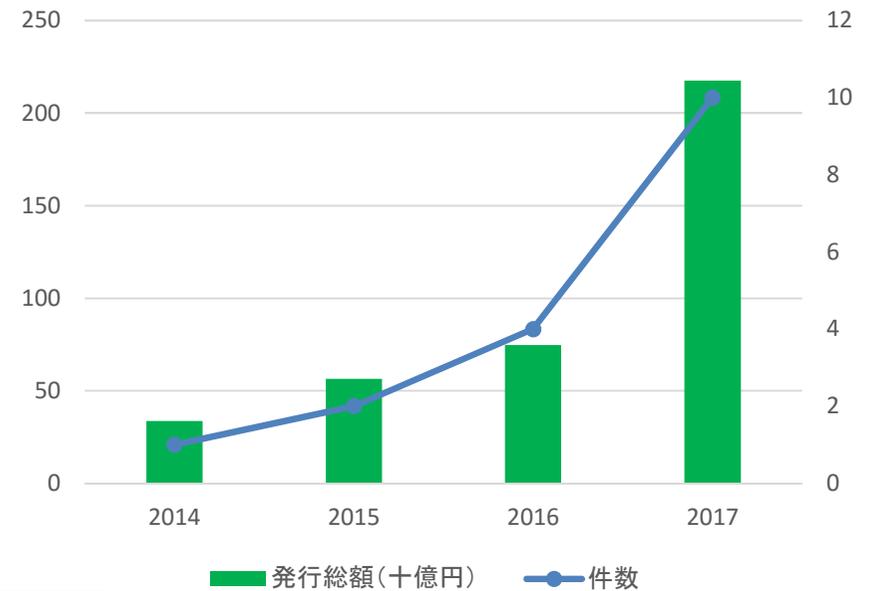
■投資家から・・・

- 環境情報開示基盤が、これまで知らなかった某社の環境の取組を知る第一歩となった
- 事業への参加を通じ、企業様と我々投資家が対話を通じて、お互いにESGに関するリスクを認識していることを確認し合うことができると感じています。
- 単に環境報告書を見てくださるのではなく 個別にアピールしたい点や具体的な質問をしてほしい

我が国におけるグリーンボンドの普及

- 我が国においても、徐々にグリーンボンドの発行・投資事例が出始めているが、十分ではない。
- 国内外のこうした動きをとらえ、グリーンボンドを通じて、さらに多くの民間資金を地球温暖化対策へ導入していくことが、国際的な合意事項である「2℃目標」や「SDGs」の達成には不可欠。
- 更なるグリーンボンド発行・投資の普及のため、平成29年3月、環境省は「グリーンボンドガイドライン」を策定・公表した。

国内企業等によるグリーンボンドの発行数推移



グリーンボンド発行促進体制整備支援事業の概要

平成30年度予算（案）
850百万円（新規）

背景・目的

- 2度目標の達成のために必要な巨額の投資をまかなうためには、民間資金を低炭素化事業（再エネ、省エネ等）に大量導入していくことが不可欠である。このための有効なツールとして、近年、国際的に「グリーンボンド」が活発に発行されている。
- 我が国においてもグリーンボンドの発行事例は増えてきているものの、通常の債券発行手続に加え、グリーンボンドフレームワークの検討・策定・運用が必要となることから、十分に導入されているとは言えない。グリーンボンド市場の自律的な形成・発展に向けては、その発行支援を的確に行える主体の育成が重要となる。
- このような状況を踏まえ、我が国におけるグリーンボンドの発行支援体制を整備し、グリーンボンドの発行・投資を促進し、グリーンボンドにより企業や自治体が調達した資金を活用して効率的に低炭素化事業を実施する取組を強力に支援する。

事業概要

- ① **グリーンボンド発行促進プラットフォームの整備**
グリーンボンドの発行支援を行う者の登録・公表、発行事例の情報共有や国内外の動向分析・情報発信等を行うグリーンボンド発行促進プラットフォームを整備する。
- ② **グリーンボンド発行支援体制の整備**
グリーンボンドを発行しようとする者（企業・自治体）に対して支援グループを構成し効率的・包括的な発行支援（外部レビュー付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等）を行う者に対し、その支援に要する費用を補助する。

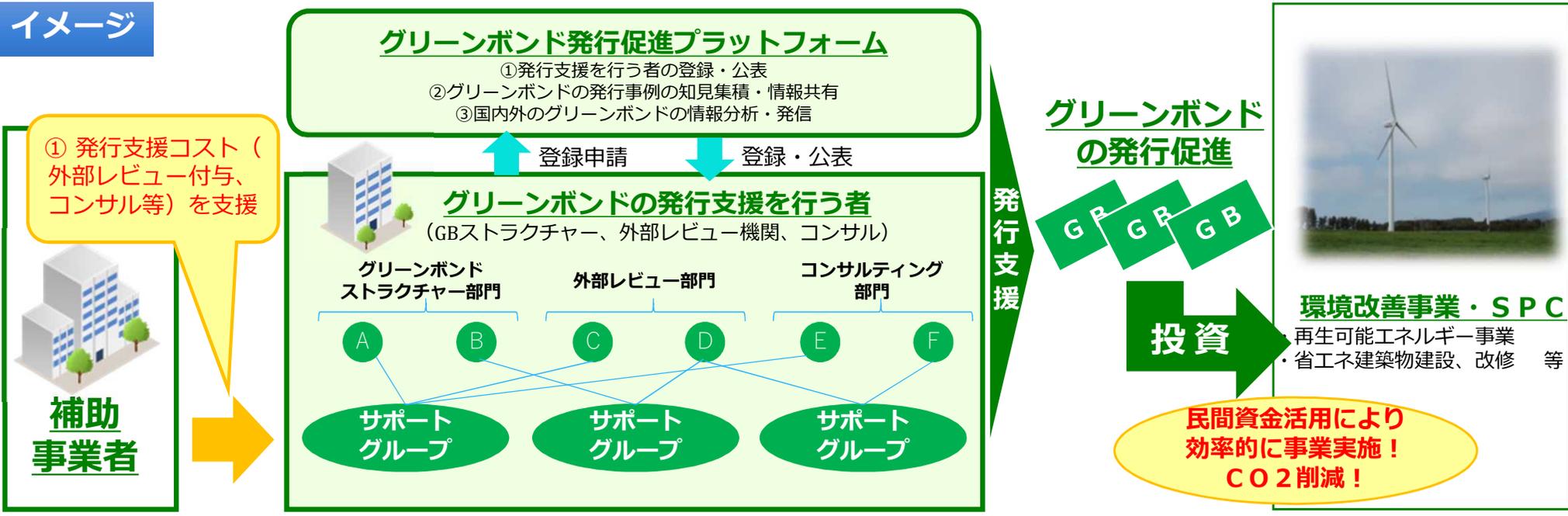
事業スキーム



期待される効果

グリーンボンドにより調達した民間資金が低炭素化事業に活用され、それによって効率的にCO2削減が図られる。

イメージ



ESG金融懇談会の開催

- 持続可能な社会の構築のためには、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの徹底を柱とした巨額の追加投資が必要であり、民間資金の活用が不可欠。民間資金を環境分野へ呼び込むに当たっては低炭素投融資を促進することが有効。
- 大臣のイニシアティブの下、**金融の主要プレーヤーが一堂に会する場を設け**、国民の資金（年金資産、預金）を「気候変動問題と経済・社会的課題との同時解決」、「新たな成長」へとつなげる**未来に向けた強い意思を共有**いただくとともに、それぞれが**今後果たすべき役割について、闊達な議論**をいただく場を開催。
- 1月10日（第1回）、2月9日（第2回）会合を開催。今後、夏頃までに数回程度開催予定。

<直接金融>

- ・稲垣 精二 第一生命保険株式会社 代表取締役社長
- ・岩崎 俊博 一般社団法人投資信託協会 会長
- ・大場 昭義 一般社団法人日本投資顧問業協会 会長
- ・鈴木 茂晴 日本証券業協会 会長
- ・濱口 大輔 企業年金連合会 運用執行理事 チーフインベストメント オフィサー
- ・水野 弘道 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF) 理事兼最高投資責任者、国連責任投資原則(PRI) ボードメンバー
- ・宮原 幸一郎 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長

<間接金融>

- ・黒本 淳之介 一般社団法人第二地方銀行協会会長、株式会社栃木銀行 取締役頭取
- ・佐久間 英利 一般社団法人全国地方銀行協会会長、株式会社千葉銀行 取締役頭取
- ・佐藤 浩二 一般社団法人全国信用金庫協会会長、多摩信用金庫会長
- ・成田 耕二 株式会社日本政策投資銀行 取締役常務執行役員
- ・平野 信行 一般社団法人全国銀行協会会長、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役 代表執行役社長 グループCEO
- ・牧野 光朗 飯田市長

<有識者>

- ・翁 百合 株式会社日本総合研究所 副理事長
- ・北川 哲雄 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科 教授
- ・末吉 竹二郎 国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI) 特別顧問
- ・多胡 秀人 一般社団法人地域の魅力研究所 代表理事
- ・玉木 林太郎 公益財団法人国際金融情報センター 理事長(OECD前事務次長)
- ・水口 剛 高崎経済大学副学長、同大学経済学部 教授

<オブザーバー>

金融庁、経済産業省、日本銀行



ご清聴ありがとうございました。

環境省 大臣官房 環境経済課
(直通：03-5521-8240)



当課では、21世紀の金融の新しい役割「21世紀金融行動原則」、環境経営システム「エコアクション21」等を通じて、企業・金融機関及び投資家等のサステイナブル活動を支援しています。